

茨城県総合防除計画の第5の1別表4に規定するサツマイモ基腐病に係る「発生の予防及び発生した場合におけるまん延防止に関し農業者等が遵守すべき事項」の

- ⑥発病株及び発病のおそれのある株の抜き取り処分
- ⑦発生ほ場及び隣接するサツマイモほ場の薬剤散布
- ⑧発生ほ場及び発生のおそれのあるほ場の土壤消毒

の実施については、発病確認時期に応じて以下の対応とする。

## 1 育苗中（育苗ハウス）

「ほ場に病原菌を持ち込まない」対策を徹底することが重要であるため、

- ・発病株のあるハウスの全ての株を「発病のおそれのある株」と判断し、抜き取り、処分する⑥
- ・当該ハウス（発生ほ場）は、直ちに、土壤消毒を実施する⑧

## 2 植付後（ほ場）

### （1）苗が感染源と考えられる場合<sup>\*1</sup>

「ほ場に病原菌を持ち込まない」対策を徹底することが重要であるため、

- ・発病株と同一管理の苗に由来する株全てを「発病のおそれのある株」と判断し、抜き取り、処分する⑥
- ・発生ほ場は、直ちに、土壤消毒を実施する⑧
- ・発生ほ場に隣接するサツマイモほ場の薬剤散布を実施する⑦
- ・発生ほ場を起点として、地形や周辺環境等を考慮した上で、「発生のおそれのあるほ場」の範囲を判断し、収穫後に土壤消毒を実施する⑧

### （2）土壤が感染源と考えられる場合<sup>\*1</sup>

ほ場内及び隣接ほ場へ「感染を拡大させない」対策を徹底することが重要であるが、発病株率が3%未満である場合は、2年間サツマイモを作付けしていないほ場と同程度の低リスクと評価されていることから、

- ・発病株の周辺株<sup>\*2</sup>を「発病のおそれのある株」と判断し、抜き取り、処分する⑥
- ・発生ほ場及び隣接サツマイモほ場の薬剤散布を実施する⑦
- ・発生ほ場を起点として、地形や周辺環境等を考慮した上で、「発生のおそれのあるほ場」の範囲を判断し、収穫後に、発生ほ場と併せて土壤消毒を実施する⑧

ただし、発病株率が3%以上の場合や、当該ほ場において防除対策を実施してもなお、新たな発病が確認された場合は、当該ほ場の全株を「発生のおそれのある株」と判断し、抜き取り、処分し、直ちに土壤消毒を実施する。

## 3 収穫後

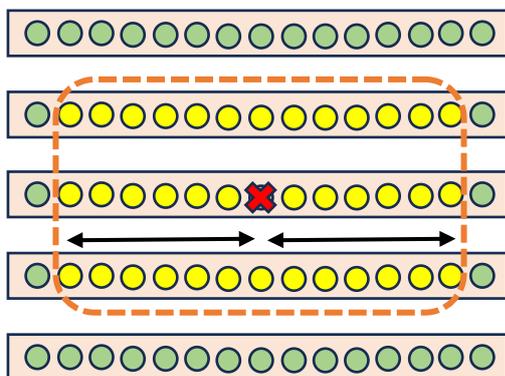
「ほ場に病原菌を残さない」対策を徹底することが重要であるため、

- ・発生ほ場を起点として、地形や周辺環境等を考慮した上で、「発生のおそれのあるほ場」の範囲を判断し、発生ほ場と併せて土壤消毒を実施する⑧

※1 感染源については、以下の内容を確認し、総合的に判断する

- 苗床について、「無病培土の使用」の有無  
「土壌消毒（殺菌）を実施」の有無
- 来歴が明らかな健全な種苗（ウイルスフリー苗又は消毒済の種いも）の使用の有無
- 育苗中の生育異常の有無
- 植付前の苗消毒実施の有無
- 植付ほ場の過去の作付状況
- 植付ほ場の土壌消毒の有無
- 植付後の経過日数

※2 周辺株の範囲は以下のとおり



発病株のある畝とその両側の計3畝  
発病株を中心に畝に沿って前後2mの範囲  
(ほ場に傾斜がある場合は、高い方を1m、  
低い方を3mとする)  
約40株